

抜刷：『印度學佛教學研究』

Offprint from *Journal of Indian and Buddhist Studies* [=JIBSt]

工藤 順之

「文法規則解釈における「文章分割(vākyabheda)」技法—Bhartṛhari, *Mahābhāṣya-Dīpikā* の用例から」 『印度學佛教學研究』 46-1, 1997.12, pp. 461–457(L).

(Noriyuki Kudo, "Vākyabheda as Technique of Interpretation in Bhartṛhari's *Mahābhāṣya-Dīpikā*," in: *Indogaku Bukkyōgaku Kenkyū* [= *Journal of Indian and Buddhist Studies*], vol. 46-1, 1997.12, pp. 461–457(L)).

文法規則解釈における「文章分割 (vākyabheda)」技法

—Bhartṛhari, *Mahābhāṣya-Dīpikā* の用例から—

工藤 順之

文法学派、特にパーニニ (Pāṇini) 派の歴史は *Aṣṭādhyāyī* [=A] に対して *Kātyāyana*, *Patañjali* を始めとする多くの注釈者たちが規則解釈を行ってきた歴史である。彼らが解釈にあたって主として用いた方法は、少なくとも彼らが手にしたAに対する「規定分割 (yogavibhāga)」という手法が中心となる。これは特殊な文法操作を規定する規則をあくまで一般化して運用する為に、その操作が適用される特殊条件だけを切り放し、残る一般的条件を別の規則に分けるものである。一般的条件が読み込まれた側の規則によってその文法的操作はいかなる場合にも適用され、特殊条件部分を含む規則によってその操作が禁止される、或いは別の操作を導入することになる¹⁾。

他方で、単語としての意味ではほぼ同じになる「文章分割 (vākyabheda)」という概念が規則解釈の中で用いられている。これは言うまでもなく *Mīmāṃsā* 学派の儀規解釈の中で論じられるが²⁾、一般に「過誤 (doṣa)」と考えられ³⁾、一つの文から生ずる文意が二重になる場合に陥るものであるとされる。黒田 [1993, p. 252] によれば、ヴェーダ文の解釈においては場当たりのと思われる解釈によりこの「文章分裂」の過誤を回避しようとするのに対して、スートラ解釈の場合は最終的な手段としてその解釈を許容するとされている。

本稿で提示するのは、文法家がAを注解する際に見いだされる vākyabheda の用例である。資料として、現存するパーニニ派文献ではその用例の最初である *Bhartṛhari* の *Mahābhāṣya-Dīpikā* [*MBh-D*] に限定して考察を進める。その概念は *Mīmāṃsā* 学派で言われる二重文意解釈を生み出す「過誤」であるのか、或いは *sūtra* レベルでは消極的に許容されうる解釈技法の一つなのか。

Patañjali は勿論この vākyabheda という語を用いていないが、*MBh-D* には7例見いだされる。第1例は *yogabheda* という用例であるが、*Kaiyaṭa* が vākyabheda と言い換えているので同じ概念であると考えことにする⁴⁾。P. 1.

1.3 は /iK/ に対して *guṇa/vṛddhi* を代置することを規定する *paribhāṣā* 規則であるが、これはどの文法操作での代用なのかは規定されていない。したがって、例えば P.7.3.84 と共に読まれて *sārvadhātuka suffix* が導入される時、その母音 /iK/ に *guṇa* を代置する。

(1)「さて(他に対する)依存がそこに成立している場合、別々の規則によって依存が充足されるのはいかなる目的があるのか。一つの統合された文としてみなされないのは何故か。そこで次のように示す『*guṇa* と *vṛddhi* は /iK/ (=i, u, ṛ, ḷ) に生ずる』⁹⁾

P.7.3.84 において、82による *guṇa* 代用がなされるには被代置項である /iK/ が規則中に読まれなければならない。つまり、84は /iK/ を規定する P.1.1.3 が必要なのである。今問題とする一節は両者が上のように補完的に運用されるならば、何故一方は第1章に他方は第7章に規定されるかという問題提示を行う。この限りにおいて *yogabheda* は明らかに「別の規定」として理解される。

第2例は P.1.1.34 に対するもので、34-36 はそれらに列挙される9つの語に代名詞という名称を規定する。今、*pūrva* 以下9つが *Gaṇapāṭha* 241 にそのまま見いだされる3つの規則によって規定されているのは何故かというのである。

(2)「さて *pūrva* 等に対して確定した専門用語が三つの規則によって再度与えられる。文を別にすることで、*svārīta* を付与出来るから、個々の規定に“*Jasi vibhāṣā*”という選択が規定される。もし文が一つであるならば[三つの規則が一つならば]、この選択(に関する規定)は可能ではない。個々の語を読み上げることは、文を別にすることによって、選択(規定)を連結させることを意図しているから。しかし他の規則に対する期待性がない場合、(規則を)一つの文として(理解するのは)正しい。」⁶⁾

Patañjali の答え⁷⁾を受けて *Bhartṛhari* は P.1.1.32: *vibhāṣā Jasi* を34-36に規則継続させる目的のためであるとする。つまり、33に *ca* が含まれることによって32は33まで継続し、34以下には継続しない。しかしこれは34以下にも *Jas* における任意適用を妨げる結果になる。そこで *svārīta* アクセントをこの32に付与することで32は *adhikāra* として読まれるから、34以下に適用されることになる。この時34以下が一つの規則として提示されていたとすると、*svārīta* の付与がなされないから、これらが文(規則)を異にすることによってのみ32に *svārīta* が付与できるのである。ここでの理解は「別々の規則」である。

第3例は名詞語幹における強語幹の規定に関する部分である。P.1.1.42 は /Ṣi/ [=n. pl. N., Ac.] が強語幹であることを規定し、43は /sUT/ [=sg. N., Ac.; du. N., Ac.; pl. N.] が強語幹と呼ばれるが、中性語幹への適用は除外される。

(62) 文法規則解釈における「文章分割 (vākyabheda)」技法 (工 藤)

(3)「他のものたちは次のように説明する。もし42と同様に(43が)専門用語に関する独立した定義を(与えるもの)であるならば、規定の分割によって(43は)“sUṭ sarva-nāmasthānam”とされ、その後“anapuṣkasya”という禁止規定がなされる場合には、これは(適用の)誤りとなる。」⁸⁾

ここでの vākyabheda はいわば前主張として提示され、その分割が文法的に妥当性を有さないものとされているが、43が二つに分けられているように「規則の分割」即ち yogavibhāga と同様の意味である。

第4、5例は規則適用上の任意規定名称規則に対する注釈部分に現れる。

(4)「いかにして P. 1. 2. 3 が P. 1. 2. 4 に継続するのか? iṬ は PIT でないから文の分割によってその効力があると推知される。」⁹⁾

文法操作における任意適用は3種である。①常に適用される操作が任意に不可となる (prāpta)、②常に適用不可のものが任意に可となる (aprāpta)、③その両者が任意であるもの (ubhyatra) である。当該規則 P. 1. 2. 3-4 は affix /iṬ/ が標識 Ṇ を持つものと見なされ、標識 Ṇ を持つものは P. 1. 1. 5 により guṇa/vṛddhi 音代置を阻止する。Ṇ を持たないものはこの代置阻止が適用されない。今 P. 1. 2. 3 によって任意に Ṇ を持つものと見なされると代置阻止が適用されるから、この規則は②型である。

さて P. 1. 2. 4 は標識 P を持たない sārvaḥātuka suffix が標識 Ṇ を持つものとされることを規定しているが、P. 1. 2. 3 と一つにして読めば、標識 P を持たない suffix が導入されると、標識 Ṇ を持つものとなり guṇa 代置が阻止される。この時 P. 1. 2. 4 によって常に適用される代置阻止が3によって任意となる、つまり任意に適用不可になり、これは①型である。この任意性の内容の逆転を回避するには P. 1. 2. 3-4 は「別の規則」として適用されるのである¹⁰⁾。

(5)「もし (P. 3. 1. 48 にある) kartari という語が svarita 化されているならば、行為主体に関与する語根 √dip 等は別の規定によって(別の)動詞形をとる」¹¹⁾

P. 3. 1. 61 は -ta [3rd sg. Ā] が後続する場合、Aorist (iUṆ) 活用の際に導入される /Cṭi/ を任意に /CiṆ/ に代用することを規定する。この時 /CiṆ/ 代用が後続規則66における条件と衝突しないかどうかである。kartari という導入条件が48から継続する場合、これは行為主体を表す -ta が導入される場合に限って √dip- 等には任意に /CiṆ/ 代用が可能になる。つまり異なる活用形を派生させることになる。この vākyabheda は61による代用が66に挙げられる条件下での /CiṆ/ 導入とは異なることを表すから、「別の規則」と理解できる。

第6例は P. 1. 1. 48 に対するものでこの規則は paribhāṣā 規則である。

(6)「短音の代置, 即ち短音代置規則において, /iK/ が /eC/ に代置される. 何故なら, さもなければ, もし短音代置がここで読まれないと de³vadatta において望まれない結果をうむから. したがって, 短音代置を教える規則において “eCa iK” は別の文として成立する. 1) 名詞語幹末に短音が生ずる. 2) その際 /eC/ には /iK/ が代置される.」¹²⁾

P. 1. 1. 48 は hrasva 代用において /eC/ に /iK/ が代用されることを定めている. 例えば P. 1. 2. 47 において短音代置が読み込まれないと, P. 8. 2. 86 によって /eC/ に近い guru 音, 即ちその長音 (pluta) が代用されることになる. したがって, P. 1. 2. 47 のように hrasva を規定する規則に対して, 短音代置の操作が行われること, そしてその操作によって代用されるものが規定されていなければならぬ. つまり二つの文法操作を規定する二つの規則という意味で, ここでの理解は「規則分割」の意味であるとしてよい.

第7例は P. 1. 1. 51 に対するもので, この規定は母音 /r/ のある位置に /aŃ/ [=a, i, u] が来るとき, その /aŃ/ に /r/ が後続することを規定する.

(7)「そのように (新たな代用形が) 示されると, その (代用音) にこそ /r/ が (後続するものとして) 規定される. 何故なら規則分割によって, 即ち『/r/ のある場所に /aŃ/ が生じる』, 『そしてそれに /r/ が続く』と」¹³⁾

P. 1. 1. 51 は実際には二つの操作が行う. ① /r/ に /aŃ/ を代用. ② /aŃ/ に /r/ が続く. この vākyabheda は51を「規則分割」することを意味している.

以上, MBh-D に見られる用例を見てきた. 用例は二つに分類できる. 第1, 2, 4, 5 例は「別の規則」, 第3, 6, 7例が「規則分割」という意味で用いられているようである. つまり vākyabheda という語の語義そのままに, いわば何ら専門性を伴わない単語として用いられているか, yogavibhāga と同様の使い方しているものかである. これまで検討した用例から判断すれば, 現時点では vākyabheda は文法規則解釈技法としての「規則分割 (yogavibhāga)」という意味を含むものであるが, その全てが yogavibhāga ではなく, 冒頭に問題提起した, 二重文意を創出してしまふ「過誤」としての用例は少なくともここにはないと言ってよからう¹⁴⁾. yogavibhāga は分割によって新たな規則を創出する解釈技法であるのに対して, vākyabheda は規則そのものの status に何ら変更を加えずに運用上の障害を排除しようとする解釈方法である¹⁵⁾.

Kāśikāvṛtti, with *Nyāsa* and *Padamañjarī*. Ed. by D.D. Shastri and K.P. Shukla, Ratna Bharati Series Nos. 5-10, 1965-67, *MBh*: *Mahābhāṣya*. (a) BORI edition. (b)—with *Pradīpa* and *Uddyota*. Eds. by Bhārgavaśāstri Bhikāji Joshi et al. Vrajjivan Prācyabhārati Granthamālā No. 23, 1988; *MBh-D*: Fasc. I, Palsule 1985; Fasc. III, Bhagavat and Bhate, 1986; Fasc. VII, Bhagavat and Bhate, 1990; Fasc. VIII, Palsule and Bhagavat, 1991; F. Edgerton 1929, *Mīmāṃsānyāyaprakāśa*, Rep. 1986, Sri Satguru Publications.; Joshi-Roodbergen 1969, *Patañjali's Vyākaraṇa Mahābhāṣya: Avyayibhāvatatpuruṣāhnikā*, University of Poona; 黒田泰司1993「ヴェーダとストロにおける過失の有無について」『宗教研究』第66巻, 第295号, pp. 251-2.

1) Joshi-Roodbergen [1969, p. 95, fn477a]. 2) *Jaiminiya Sūtra* 1. 2. 25: vidhau ca vākyabhedaḥ syāt. 2. 1. 46: arthaikatvād ekaṃ vākyam sākāṅkṣam ced vibhāge syāt. 47: sameṣu vākyabhedaḥ. 3) Edgerton [1929 (rep. 1986), p. 293]. 4) Kaiyaṭa on P. 1. 1. 3 [I, 200left]: avāśyakartavyāyāṃ cāpekṣāyāṃ ekavākyatayai-vāpākṣā'stu/ tenaikarūpa evārtho, na tu vākyabhedenā svātantryam pāratantryam ca/ 5) *MBh-D* on *MBh* ad P. 1. 1. 3 [Fasc. I, 15, 16] 6) *MBh-D* on *MBh* P. 1. 1. 34 [Fasc. III, 4-8] 7) *MBh* ad P. 1. 1. 34 [I, 93, 6]: idaṃ tarhi prayojanam Jasi vibhāṣam vakṣyāmīti 8) *MBh-D* on *MBh* ad P. 1. 1. 42, 43 [Fasc. VII, 22, 5-9] 9) *MBh-D* on *MBh* ad P. 1. 1. 44 [ibid., 38, 9-11] 10) *Uddyota* on P. 1. 1. 44 [I, 383r]: vākyabhedeneti. pṛthagpṛthasāmarthyād iti bhāvaḥ. 11) *MBh-D* on do. [VII, 40, 19-20] 12) *MBh-D* on *MBh* ad P. 1. 1. 48 [Fasc. VIII, 17, 6-20] 13) *MBh-D* on *MBh* ad P. 1. 1. 51 [Fasc. VIII, 30, 24-25] 14) *Vākyapadīya* には vākyabheda が 2 例ある。II, 448, 471 [Rau edition]. ここでの意味は「別の文」というものである。15) 我々は文法規則解釈において規定を二重に理解し、両者の正否を論議する解釈が存在することを既に知っている。それは規則中に含まれる否定複合語の解釈である。いわゆる二種の否定のうち、prasajyapratishedha 解釈では文法操作を暫定的に適用した後それを取り消すという二段階適用が理解される。これは明らかに「規則分割」かつ「文章分割」であり、また二種の否定解釈は否定複合語を巡ってなされる二重文意解釈としての vākyabheda であると言える。P. 1. 1. 42-43 に対する *Nyāsa* はそこで提示された「規則分割」を次のように述べている。*Nyāsa* on P. 1. 1. 43 [I, 156]: tathā hi—vidhipratishedhayor virodhād ekena vākyena tāvac chakyo na vidhātum iti vākyabhedaḥ kartavyaḥ—“sUṬ sarvanāmasthānasamjño bhavati. napuṃsakasya ca na bhavati” iti. このような理解は P. 3. 3. 19 に対する *Padamañjarī* にも見られる。*Kāśikāvṛtti* 及びその注釈書における vākyabheda 及び二種の否定解釈については別稿を期したい。

〈キー・ワード〉 vākyabheda, yogavibhāga, *Mahābhāṣya-Dīpikā*

(東方研究会研究囑託)